

あなたの事業所に 専門家を派遣します

(社会保険労務士)

すでに
始まっています!
**働き方
改革**

有給休暇5日どう
与えるの?
有給休暇制度も教
えて!

残業の上限規制って
どのような内容?
どう対応したらいい
の?

パート・有期契約・派
遣労働者と正社員と
の不合理な待遇差っ
て?

人材確保のため労働
条件を改善したいけど、
どうしたらいいです
か?

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、大阪労働局からの委託を受けて、事業者や人事・労務担当者からの申し込みにより専門家（社会保険労務士）を無料で事業所に派遣して働き方改革関連法への対応や人材確保のための労務改善などのご相談をお受けしています。

ご相談を受けて、あらためて改善策をご提案するなど原則3回まで訪問相談が可能です。
裏面FAX申込書又は下記フリーダイヤルまでお申し込みください。

**すべて
無料です!**

お気軽に
ご相談ください。



その
他の
支
援

来館相談
電話相談

専門家が当センターの相談ブースにてお待ちしております。予約制はとっておりませんので、ご遠慮なくお越しください。また、お電話でもご相談いただけますので、お気軽に下記フリーダイヤルにおかけください。

メール
相談

いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。
専門家が回答いたします。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

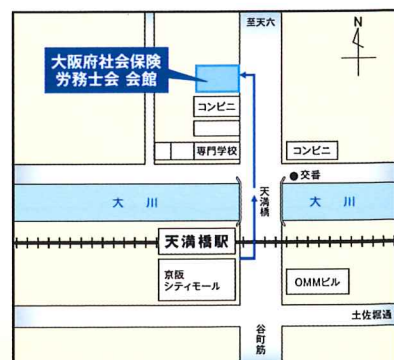
場所 大阪府社会保険労務士会館5階

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30

連絡先 ☎0120-068-116 (フリーダイヤル)

✉hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時 平日 午前9時～午後5時まで (水曜日のみ午後6時まで)



詳細はWEBで。
<http://sr-hatarakikata.jp/>
こちらから簡単に
アクセス!



個別訪問相談 FAX申込書

FAX番号 06-4800-8177

(お申し込み後、1週間以内にお電話にてご連絡いたします。)

ご相談内容

(概要を簡単にご記入ください)

訪問希望時期

(例：○月中旬頃、○週間後等)

事業所名	フリガナ -----	電話番号	
所在地	〒 -	ご担当者名	フリガナ -----
			(備考)

働き方改革推進支援センター相談事例

卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。



- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

飲食業

特定部門の社員が長時間労働

- 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ(マルチタスク化)、部門のシフト制を提案。
- シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。



- マルチタスク化により残業が削減。